

今回のテーマ：親睦会代表が、従業員代表になる？！

Q. 36協定の従業員代表を選ぶ方法について、社内の親睦会の代表を従業員代表にしていたところ監督署から問題があると指摘されました。ダメなんでしょうか？

A. 最近、労働基準監督の指導において「従業員代表」の選出について細かく指導されることが多くなったように思われます。働き方改革関連法が施行される中で、今後ますます指導は厳しくなるものと予想されます。

そもそも、従業員代表を選ぶ際は行政通達において「選出される者が労働者の過半数を代表して36協定を締結することの適否について判断する機会が、労働者に与えられていること」と「当該事業場の過半数の労働者がその候補者を支持していると認められる民主的な手続きがとられていること」が必要だとされています。

ゆえに適切な方法としては「投票や挙手により、過半数の従業員の支持を得た者を選出する方法」が考えられます。一方、適切と認められないのは「使用者が一方向的に指名する方法」、「親睦会の代表者を自動的に従業員代表とする方法」、「一定の役職者を自動的に従業員代表とする方法」などが考えられます。

いずれにしても適切に従業員代表を選出しないと36協定の内容自体を無効とされるおそれがあることは、知っておく必要があります。

従業員代表を適切に選出しないと無効とされるおそれがある！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。